

## 第1 監査の対象

味美小学校、篠木小学校、鷹来小学校、不二小学校、山王小学校、岩成台小学校、高森台小学校、石尾台小学校、丸田小学校、東部中学校、中部中学校、高森台中学校

## 第2 監査の期間

令和4年7月29日から令和4年10月28日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、小中学校の施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

### 1 小中学校の施設等の維持管理

- (1) 運動器具、施設等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定等は適切に行われているか。
- (3) プール、トイレ、水飲み場等の衛生管理は適切に行われているか。

### 2 小中学校における安全確保

- (1) 運動器具、施設等の保守点検は適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等は実施されているか。
- (3) 薬品・刃物類の管理は適切に行われているか。

### 3 小中学校の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は、計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は、適正に行われているか。

## 第4 監査の結果

味美小学校始め 12 校について調査を行った結果、施設等の維持管理、安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の小中学校において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

### 1 注意事項

#### (1) 小中学校の施設等の維持管理

##### ア 浄化槽の管理が適切でなかったもの

法定検査の指摘事項について対策がなされていなかった。

浄化槽法に基づき、適正に管理されたい。

(鷹来小学校)

#### (2) 小中学校における安全確保

##### ア 刃物類の管理が適切でなかったもの

次の3件について、紛失や事故等の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(ア) 刃物・工具点検簿に登載されていない刃物があった。

(味美小学校、鷹来小学校、丸田小学校、東部中学校、中部中学校)

(イ) 電動糸鋸盤に鋸刃が残置されたままとなっていた。

(東部中学校、中部中学校)

(ウ) 刃物類が特別教室に放置されていた。

(東部中学校、中部中学校)

##### イ 薬品類の管理が適切でなかったもの

次の3件について、紛失や事故等の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(ア) 施錠できない冷蔵庫に薬品(アンモニア水)が保管されていた。

(味美小学校、高森台小学校、高森台中学校)

(イ) 理科室に放置されたままの薬品(ヨウ素液)があった。

(東部中学校)

(ウ) 残量のある薬品(硫酸)が残量なしとして薬品管理表に記載されていた。

(中部中学校)

(3) 小中学校の財産管理等

**ア 行政財産目的外使用許可の手続きが適切でなかったもの**

物置(グラウンド利用団体設置)の行政財産目的外使用許可に係る手続きがなされていなかった。

行政財産の使用許可に当たっては、春日井市財産管理規則に基づいた適正な事務手続きを徹底されたい。

(篠木小学校、岩成台小学校)